

那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

制限する区域	制限する期間			区域制限についての説明	主な区域	県条例
	家主居住型	家主不在型 (管理業者常駐型)	家主不在型(5) (管理業者駆けつけ型)			
住居専用地域 (1)	日曜日正午から金曜日正午まで制限(連休を除く) (年間約 110 日民泊可能)			静穏な住居の環境の維持	首里・真和志・小禄地区及び本庁地区の一部	月曜日の午前 0 時から金曜日の午前 12 時まで制限(休日を除く)(4)
第一種住居地域 (2)	制限なし(年間 180 日民泊可能) ただし、 と重なる場合には、 の区域の要件を適用する。	日曜日正午から金曜日正午まで制限(連休を除く) (年間約 110 日民泊可能)	住居専用地域に準ずる区域における住居の環境の維持	若狭、久米、牧志、松尾、前島、具志、古波蔵、泊等	市独自	
文教地区(3)	学校の休業日(例: 土日・連休や夏休・冬休等)を除く日を制限(年間約 120 日民泊可能) ただし、 又は と重なる場合には、 又は の区域の要件を適用する。			学校及びその周辺にふさわしい環境の保護及び児童生徒の安全・安心な通学環境の維持	規定される小・中学校等周辺地域	市独自
学校の敷地周囲 100メートル以内					及び文教地区に属さない 曙小及び古蔵中周辺地域	休業日を除く日。ただし、 と重なる場合には、 の区域の要件を適用
上記以外の地域	制限なし(年間 180 日民泊可能)					

(1) 都市計画法に規定する第一種・第二種低層住居専用地域及び第一種・第二種中高層住居専用地域

(2) 都市計画法に規定する第一種住居地域

(3) 沖縄県文教地区建築条例に規定する第一種文教地区

(4) 市町村により制限する区域が異なる。なお、網掛け部分は県条例において制限する区域及び期間の内容である。

(5) 住宅宿泊管理業者が届出住宅にかかる住宅宿泊管理業務を行う場合であり、管理業者の営業所又は事務所と当該住宅が同一の建築物内若しくは敷地内がないとき、または隣接していないときをいう。